

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月26日

【会社名】 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ
(Nomura Europe Finance N.V.)

【代表者の役職氏名】 社長兼業務執行取締役
(President & Managing Director)
室 町 博 之
(Hiroyuki Muromachi)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 アムステルダム市1096HA
アムステルブライン1 レンブラント・タワー19階
(Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam,
The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安 藤 紘 人
弁護士 根 本 伸 毅
弁護士 今 枝 泰 郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1107
03-6775-1260
03-6775-1456

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 申込期間（2019年7月5日から2020年8月4日まで）
各本受益権（以下に定義する。）ごとに、500億円を上限とする。
* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年6月14日付で提出した有価証券届出書の記載事項について、2019年6月25日に野村ホールディングス株式会社が有価証券報告書および臨時報告書を提出したことに伴い、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

第五部 提出会社の保証会社等の情報

第2 保証会社以外の会社の情報

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

3【訂正箇所】

(注) 訂正箇所は、主要な財務数値の箇所を除き、____ 罫で示しております。

第三部【追完情報】

< 訂正前 >

1 事業等のリスク

発行会社が2018年8月14日に関東財務局長に提出した有価証券報告書および2018年12月21日に関東財務局長に提出した半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年6月14日)までの間における、変更および追加事項は以下のとおりである。

変更および追加事項については、____ 罫で示している。

また、当該有価証券報告書等中には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2019年6月14日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

以下に述べるリスクが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性がある。これらは、本書提出日現在で当社が判断したものであるが、現時点では確認できていない追加的リスクや現在は重要ではないと考えるリスクも当社に悪影響を与える可能性がある。

< 当社固有のリスク >

(1) オペレーショナル・リスク

当社では、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義には、戦略リスク(経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク)は含まれないが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村グループ各社の評判の悪化に係るリスクを含んでいる。

なお、当社は、野村グループのオペレーショナル・リスク管理の枠組に全面的に統合されている。

(2) 市場リスク

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格）の変動により、保有する金融資産および金融負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクである。

ただし、当社は貸付金およびミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ取引を行っており、市場リスクは最小限に抑えられている。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産に係る損失を含む。当該リスクはまた、カウンターパーティーの信用評価調整により損失を被るリスクを含む。

当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられている。

(4) 資金流動性リスク

市況の低迷等に伴う業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである。当社は、野村グループの資金調達会社としての主要な役割を果たすことから、当社の活動は野村グループの流動性リスク管理のフレームワークの中に統合されている。

(5) その他

収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスクであるビジネス・リスク、当局による規制の導入・改正・撤廃により新たな義務が課せられるまたは費用が発生する等のリーガル・リスクがある。

<野村グループのリスク>

当社の金融商品の取引相手先は野村グループのみであるため、野村グループの経営成績および財政状態の悪化は、当社のビジネスや経営に悪影響を与える可能性がある。当社が本書提出日現在において、野村グループのリスクとして認識している事項は以下のとおりである。

野村グループのビジネスは日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により重大な影響を受ける可能性がある

野村グループのビジネスや収益は、日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向により影響を受ける可能性がある。また、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性がある。仮に、このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村グループのビジネスに影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性がある。さらに、日本が直面する人口高齢化や人口減少の長期的傾向等の人口統計の不利な傾向は、野村グループの事業分野、特にリテールビジネスの分野において、需要を継続的に圧迫する可能性がある。また、金融市場や経済の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティの変化など、環境の変化が野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。

なお、野村グループのビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれる。

野村グループがビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある

野村グループは、国内外の拠点網を通じて、グローバルにビジネスを展開している。したがって、野村グループがビジネスを行う国・地域において、政府・金融当局が財政および金融その他の政策を変更した場合、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。例えば、英国が欧州連合から離脱した場合、野村グループはロンドンに欧州地域の中核拠点を置いているため、ビジネス運営に影響が及ぶ可能性に加え、業務体制の見直し等により追加的な費用が発生する可能性が

ある。また、日本を含む多くの主要各国の中央銀行は、金融緩和政策（マイナス金利政策の導入等）を近年実施してきた一方で、米国は量的緩和の解除および利上げの方向性を示しており、今後の各国の金融政策が変更され、それにとまなう金利や利回りの変動等が進んだ場合、顧客向け運用商品の提供やトレーディング活動または投資活動等に影響を及ぼす可能性がある。

野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村グループが顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性がある。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村グループは顧客のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいている。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村グループがアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性がある。また、顧客の資産運用の趣向が変化し、預金などの安定運用や、相対的に低手数料率であるパッシブファンドなどへシフトすることで、これらの収入は減少する可能性がある。

野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢の変動によって、野村グループの行う引受業務や財務アドバイザリー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性がある。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村グループの投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性がある。

野村グループの電子取引業務からの収入が減少する可能性がある

電子取引システムは、野村グループのビジネスにとって、少ないリソースで効率的に迅速な取引を執行するために必要不可欠なシステムである。これらのシステムを利用することにより、取引所またはその他の電子取引市場を介して効率的な執行プラットフォームおよびオンライン・コンテンツやツールを顧客に提供することが可能となる。取引手数料やスプレッド等を含むこれらの電子取引業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、金融市場や経済情勢が変動した結果、顧客の取引頻度の低下または取引額の低下が生じた場合にはこれらの収入が減少する可能性がある。また、さまざまなキャピタルマーケット商品における電子取引の利用が増加しており、野村グループの電子取引業務の競争が激化することで、取引手数料やスプレッドに対する低下圧力が高まっている。電子取引により取引量は今後増加する可能性があるが、取引手数料の低下を補填するほど十分でない場合は、野村グループの収入が減少する可能性がある。野村グループは今後も効率的な取引プラットフォームの提供に関する技術開発投資を続けていく予定であるが、電子取引の手数料の値下げ圧力が高まった場合には、当該投資から生み出される収益を最大限に確保できない可能性がある。

トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある

野村グループは自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等で大きなトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有している。野村グループのポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には株式、金利、通貨、クレジットなどのデリバティブ取引、さらに貸付債権、リバース・レポおよび不動産も含まれる。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産の価値に影響を与える場合がある。野村グループが資産を保有している場合（すなわちロング・ポジション）、これらの資産の価格が下落すると、野村グループが損失を被る可能性がある。また、野村グループが資産を保有せずに売却した場合（すなわちショート・ポジション）、それらの資産の価格が上昇すると、潜在的には重大な損失に晒される可能性がある。そのため、野村グループはさまざまなヘッジ手法を用いてポジションリスクの軽減に努めているが、それでも資産の価格変動により、また、金融市場や経済情勢が急激に変化するような場合には、金融システム全体に過度のストレスがかかり、市場が野村グループの予測していない動きをすることにより、野村グループは損失を被る可能性がある。

野村グループのビジネスは市場のボラティリティ水準の変化の影響を既に受けているか、または、将来、受ける可能性がある。野村グループのトレーディングビジネスの一部であるトレーディングや裁定取引の機会は市場のボラティリティの変化により作り出される。したがって、ボラティリティが低下した場合、取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性がある。一方、ボラティリティが上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあるが、これによりバリュー・アット・リスク（VaR）で計測されるリスク量が上昇し、野村グループはマーケットメイキングや自己勘定投資にともなう高いリスクに晒され、またはVaRの増加を避けるためにこれらのビジネスのポジションまたは取引量を減らすことがある。

さらに野村グループは、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務にともない比較的大きなポジションを保有することがある。また、野村グループが投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーに出資を行うことがある。野村グループは市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性がある。

加えて、野村グループが担保を提供する取引においては、担保資産の価値の大幅な下落や、野村グループの格付の低下をはじめとした信用力の低下が発生した場合は、追加担保を必要とするなど取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性がある。一方、担保の提供を受ける取引においては、資産価値の下落が顧客取引の減少につながり、それにとまなう収益性の低下を招く可能性がある。2018年3月31日現在、1ノッチないし2ノッチの格下げがあり、それ以外の変化はなかったと想定した場合、野村ホールディングスが、デリバティブ契約に関連して、追加担保提供を求められる見積もり合計額は、それぞれ約48億円と約306億円である。

証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループは大きな損失を被る可能性がある

マーケット・メイク、ブロックトレード、引受業務、証券化商品の組成、第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り業務、または、顧客ニーズに対応した各種ソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、大きな損失を被る可能性がある。野村グループは多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがある。野村グループは、一般に、商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる発行者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向がある。また、顧客や取引先とのビジネスにより、特定の国や地域の発行者が発行する証券を保有する場合がある。加えて、住宅および商業用不動産ローン担保证券などの資産担保证券についても、市場価格が変動すると、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。

市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある

市場低迷が長期化すると、野村グループの業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下する。また、規制強化を背景とする金融機関の市場関連業務の縮小も市場の流動性に影響を与える。この結果、市場において、野村グループは、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性がある。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性がある。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予期しない損失を生じることがある。

ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある

野村グループはさまざまな方法や戦略を用い、多様な種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしている。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村グループは損失を被る可能性がある。野村グループのヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いている。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っている。しかし野村グループは、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性がある。

野村グループのリスク管理方針や手続きが市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村グループの方針や手続きが十分な効果を発揮しない場合がある。例えば、野村グループのリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されているが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限らない。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性がある。また、野村グループが使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村グループが入手可能な情報の評価をよりどころとしている。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていない場合には、野村グループは、リスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性がある。加えて、市場の変動などにより野村グループの評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性がある。

市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある

前述の野村グループのビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性がある。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがある。

また、野村グループが市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村グループの流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、野村グループの信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性がある。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村グループの顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、これらの顧客や取引相手に対する信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性がある。

連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある

野村グループは、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村グループが適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みである。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村グループの連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしている。また、その他にも有形・無形資産を所有している。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引にともなう損益が認識される可能性がある。その場合、野村グループの経営成績および財政状態に影響を与える可能性がある。例えば、野村グループは、野村ホールディングス株式会社の第115期第3四半期連結累計期間において、81,372百万円ののれんの減損を認識している。

資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある

資金流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村グループのビジネスにとって極めて重要である。野村グループでは、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被

るリスクと定義している。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村グループは、レボ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な資金流動性の確保に努めている。しかし、野村グループは一定の環境の下で資金流動性の低下に晒されるリスクを負っている。

その内容は以下のとおりである。

野村グループが無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合がある

野村グループは、借り換えも含めた日常の資金調達において、短期金融市場や債券発行市場での債券発行、銀行からの借入といった無担保資金調達を継続的に行っている。また、トレーディング業務のための資金調達活動として、レボ取引や有価証券貸借取引といった有担保資金調達を行っている。これらの資金調達ができない場合、あるいは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合、野村グループの資金流動性は大きく損なわれる可能性がある。例えば、野村グループの短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合である。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷にともなう野村グループの営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分
- ・信用格付けの低下

上記に加え、資金の出し手側の貸付余力の低下、金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通し、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方など、野村グループに固有でない要因によって、野村グループの資金調達が困難になることもある。

野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある

野村グループが資金を調達できない、もしくは資金流動性残高が大幅に減少するなどの場合、野村グループは期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければならない。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性がある。このような場合、野村グループは資産を売却することができなくなる可能性や資産を低い価格で売却しなければならない可能性があり、結果的に野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える場合がある。また、他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村グループの資産売却に影響を及ぼすことがある。

信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある

野村グループの資金調達は、信用格付に大きく左右される。格付機関は野村グループの格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがある。将来格下げがあった場合、野村グループの資金調達コストが上昇する可能性や、資金調達自体が制約される可能性がある。その結果、野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性がある。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村グループに固有でない要因によっても、野村グループの資金調達が困難になることもある。

市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある

イベント・リスクとは、事前に予測不能な出来事（例えば、自然災害、人災、流行病、テロ行為、武力紛争、政情不安、その他野村グループのビジネスや取引相手等に影響を与える出来事）によりマーケット

に急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいう。これらには、2011年3月の東日本大震災や、2011年に顕在化した米国や欧州諸国における財政問題、2015年11月のパリ同時多発テロ、2017年の北朝鮮による核実験実施等にとともなう朝鮮半島情勢の緊張の高まりなどの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれる。

- ・主要格付機関による、野村グループのトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・野村グループのトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、金融規制、法律その他関連規則の突然の変更
- ・野村グループが関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村グループが受取るべき対価を受取れないこと、または野村グループがトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対する行政処分等

野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある

野村グループの取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、デリバティブなどの取引や契約により、野村グループに対して債務を負担することがある。これら取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。

信用リスクは、次のような場合からも生じる。

- ・第三者が発行する証券の保有
- ・証券、先物、通貨またはデリバティブの取引において、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手であるモノライン（金融保証会社）など野村グループの取引相手に債務不履行が生じた場合や、決済機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済ができない場合

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれる。

大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村グループに影響を及ぼす可能性がある

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連している。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村グループが日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性がある。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村グループに影響を及ぼす可能性がある。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性の問題や支払能力の危機に直面した場合、野村グループの資金調達にも影響を及ぼす可能性がある。

野村グループの信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はない

野村グループは信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直している。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合がある。また、野村グループが取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない可能性がある。さらに、野村グループが担保提供を条件として与信をしている場合に、当該担保の市場価格が急激に下落すると、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性がある。

野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクに影響を与える可能性がある。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村グループに対する債務の履行に影響を与える可能性がある。

金融業界は激しい競争に晒されている

野村グループのビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想される。野村グループは、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判(レピュテーション)、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面している。

商業銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社との競争が激化している

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進んだ。2004年12月1日から施行されている証券取引法の改正(2007年9月30日より金融商品取引法に改称)により、銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となった。また、2009年6月1日から施行されている金融商品取引法の改正により、商業銀行と証券会社間のファイアーウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになった。競争力を増した日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村グループのシェアに影響を及ぼしている。

金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化している

金融業界において、金融機関同士の統合・再編が進んでいる。特に、大手の商業銀行、その他幅広い業務を持つ大手金融グループは、その傘下における証券業の設置および獲得ならびに他金融機関との連携に取り組んでいる。近年ではこれら大手金融グループが、総合的な金融サービスをワンストップで顧客に提供すべく、グループ内での事業連携を一層強化している。具体的には、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、この結果として金融グループの競争力が野村グループに対し相対的に高まる可能性がある。また、金融グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性がある。また、グループの垣根を越えた商業銀行と証券業との提携や、昨今では新興企業を含む事業会社との提携等、業態・業界を超えた連携へと広がる傾向も見られ、これらの大手金融グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村グループの市場シェアが低下する可能性がある。

海外の競合他社との競争や経営資源配分の適正化の不結実により、野村グループのグローバルな経営戦略が功を奏しない可能性がある

海外には多くのビジネスの機会およびそれにとまなう競争が存在する。野村グループは、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において競合金融機関と競争している。このような競争に向けて、野村グループは海外ビジネスの強化のため、2008年にリーマン・ブラザーズの欧州、中東の一部の事業およびアジアの事業を承継し、またそれらの地域および米国において業務の再構築と拡大を行うために多大な経営資源を投資してきた。一方で、欧州金融機関による市場関連業務からの撤退や各国中央銀行による金融緩和と政策等を背景に、市場構造が大きく変化しており、市場全体の流動性も低下している。野村グループは、このような厳しい環境に対応するため、経営資源配分の適正化および効率性を追求し、収益性の向上に努めている。このような取組みについて十分な効果が得られなかった場合は、野村グループのビジネス、財政状態、経営成績に影響を与える可能性がある。

野村グループのビジネスは、さまざまなオペレーショナル・リスクに晒されている

野村グループは、オペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれないが、法令や規制等の違反にかかるリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する野村グループ各社のレピュテーションの悪化にかかるリスクを含む。オペレーショナル・リスクはすべての商品、業務、プロセスおよびシステムに付随するリスクであり、顕在化した場合には直接的財務影響、事業の制約・中断にともなう収益機会の喪失などの間接的財務影響、行政当局による処分、顧客の喪失、レピュテーションの悪化、役職員の安全および健康への被害などをもたらす可能性がある。

野村グループは、このように対象範囲の広いオペレーショナル・リスクを網羅的に把握、管理していくための体制を整えているが、例えば次のような事象等については、オペレーショナル・リスクの顕在化を回避できない可能性がある。

内部不正	自らの行為が法令諸規則や社内ルールに対する違反であることを知りながらそれを行うこと、または法令諸規則や社内ルール上義務づけられていることを知りながらそれを行わないこと
不適切な商品や取引の勧誘	顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に照らして不適切な商品や取引の勧誘
法令諸規則等の違反	社内ルールならびに金融サービス関連およびその他野村ホールディングスに適用される法令諸規則等への違反
情報の不適切な管理	顧客情報を含む野村ホールディングスの情報資産の毀損や漏洩に繋がり得る行為、または情報資産の毀損や漏洩を防ぐための体制が不十分であること
サイバー攻撃	情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行等
野村ホールディングスのシステムにおける重大な障害	野村ホールディングスが管理するシステムの停止や誤作動等のうち重大なもの
災害等に対する不十分な業務継続体制	大規模な自然災害、テロ・感染症等に対して、事前の準備が十分に行われていないことにより、当該事象発生時に業務が想定通りに継続できないこと

役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、役職員または第三者による不正行為というリスクに晒されている。野村グループの役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による非公開情報の不適切な使用・漏洩その他の犯罪も含まれ、その結果、野村グループが行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村グループのレピュテーションや財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

野村グループは、不正行為を防止または発見するための対策を講じているが、これらの対策により役職員による不正行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限らない。そのような不正行為の結果として野村グループに対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村グループは一定期間、ビジ

ネスの機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村グループとの取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失する可能性がある。

また、野村グループは、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性がある。野村グループは、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合がある。

これらによる損失が多額になる可能性があり、また野村グループに対する信頼が損なわれるおそれもある。

利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、多様な商品およびサービスを個人、企業、他の金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関である。それにともない、野村グループの日々の業務において利益相反が発生するおそれがある。利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供が野村グループの利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生する。また、適切な非公開情報の遮断措置または共有がされていない場合、特定の顧客との取引とグループ各社の取引または他の顧客との取引が競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより利益相反が発生するおそれがある。野村グループは利益相反を特定し対処するための利益相反管理体制を整備しているが、利益相反を特定、開示し、適切に対処することができなかった場合、またはできていないとみなされた場合には、野村グループのレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失う可能性がある。また、利益相反の発生により行政処分、または訴訟の提起を受ける可能性がある。

野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある

野村グループが重大な法的責任を負うことまたは野村グループに対する行政処分がなされることにより、重大な財務上の影響を受け、または野村グループのレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通し、財務状況や経営成績に悪影響を与える可能性がある。また、野村グループや野村グループが業務を行う市場に適用される規制に重大な変更がなされた場合、これが野村グループのビジネスに悪影響を与える可能性がある。

野村グループはさまざまな法的責任を負う可能性がある

野村グループは、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されている。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村グループとの取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、業務提携先との間の紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれる。

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村グループに対する賠償請求等が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起される可能性がある。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟を提起されることにより野村グループのレピュテーションが悪化する可能性もある。さらに、適法な取引であったとしても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もある。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もある。野村グループに対する主な訴訟その他の法的手続きについては、野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書(第114期)の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 19 コミットメント、偶発事象および債務保証」を参照のこと。

野村グループに適用のあるさまざまな規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性はある

金融業界は広範な規制を受けている。野村グループは、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けている。また、野村グループのビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性や、法改正によって、これらの規制が強化される可能性がある。さらに、金融規制の体系の複雑化が進み、ある一国の規制が、当該国以外の活動に域外適用される可能性も増加している。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村グループの顧客および野村グループと取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村グループの活動を制限し、野村グループの収益に影響を与えることがある。この他、従来の金融関連法制に加え、広く国際的な政治経済環境や政府当局の規制・法執行方針等によっても、野村グループのビジネスに適用・影響する法令諸規制の範囲が拡大する可能性がある。とりわけ、金融業界に対する各国の政府機関や自主規制機関による調査手続きや執行については、近年件数が増加し、また、それらによる影響はより重大なものになっており、野村グループもそのような調査手続きや執行の対象となるリスクに晒されている。例えば、米国司法省は、2009年以前に野村ホールディングスの米国子会社の一部が取り扱った住宅ローン担保証券について調査を実施した。2018年10月15日、これらの野村ホールディングスの米国子会社は、調査に関して米国司法省と和解し、480百万ドルを支払うことに同意した。この点、野村グループは、法令諸規制を遵守するための対策を講じてはいるが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性がある。野村グループが行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村グループのレピュテーションが悪化し、ビジネス機会の喪失や人材確保が困難になるといった悪影響を受ける可能性がある。また、それらの処分により、顧客（とりわけ公的機関）が野村グループとの金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村グループがビジネスの機会を喪失する可能性がある。さらに、野村グループが国際的な制裁の対象地域で事業活動を行う場合には、当該事業活動が制裁規制に違反していなくても、一部の市場関係者が野村グループへの投資や野村グループとの取引を控える可能性がある。

金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

野村グループのビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村グループは、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがある。規制の導入・改正・撤廃により、野村グループの全部または一部の事業を継続することの経済合理性がなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性がある。

特に米国におけるドッド・フランク法や欧州連合・英国における各種の金融規制強化策など、さまざまな金融規制改革が進行している。これらの制度改革の詳細および野村グループへの影響は、政府・監督機関により策定される最終的な規制による。

加えて、野村グループに適用される会計基準や自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等に関する規制の変更が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある。そうした新たな規制の導入または既存の規制の改正には、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）によるいわゆるバーゼル と呼ばれる規制パッケージが含まれ、2017年12月には、バーゼルの最終規則文書が公表された。また、金融当局が認定するグローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIBs」という。）の対象およびG-SIBsに対する追加的な自己資本規制等は、金融安定理事会（以下「FSB」という。）およびバーゼル委員会により毎年見直されている。さらに、G-20首脳会合は、G-SIBsの枠組を国内のシステム上重要な銀行（以下「D-SIBs」という。）まで拡張するようFSBおよび

バーゼル委員会に対して要請し、2012年10月、バーゼル委員会は、D-SIBs に関する評価手法およびより高い損失吸収力の要件に関する一連の原則を策定し、公表した。2015年12月、金融庁は野村ホールディングスをD-SIBsに指定し、2016年3月以降の追加的な資本賦課水準を3年間の経過措置はあるが0.5%とした。さらに、FSBIは、2015年11月にG-SIBsに対して破綻時の総損失吸収力(TLAC)を一定水準以上保有することを求める最終文書を公表した。これを受けて、金融庁は、2016年4月に、本邦G-SIBsを適用対象とする本邦におけるTLAC規制の枠組みの整備方針を公表したが、その後、2018年4月に当該方針を改訂し、本邦G-SIBsに加え、本邦D-SIBsのうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関についても本邦TLAC規制の適用対象とする方針とした。野村グループは、現時点ではG-SIBsに選定されてはいないが、かかる改訂後の方針により、2021年3月末より本邦TLAC規制の適用対象に加えられることになった。これらの規制により、野村グループの資金調達コストが上昇する、あるいは野村グループのビジネス、資金調達活動や野村グループの株主の利益に影響を及ぼすような資産売却、資本増強もしくは野村グループのビジネスの制限を行わなければならない可能性がある。

経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある

野村グループは、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上している。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、会計原則の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村グループの連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性がある。その結果、野村グループの経営成績および財政状態に影響が生じる可能性がある。繰延税金資産の内訳については野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書(第114期)の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 14 法人所得税等」を参照のこと。

野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは業務に関連して顧客から取得する個人情報を保管、管理している。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件が多数発生していると報じられている。

野村グループは個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、セキュリティ対策を講じているが、仮に個人情報の重大な不正漏洩が生じた場合には、野村グループのビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、野村グループは、これらの法令諸規則を万が一違反した場合、規制当局から課徴金納付命令を受ける可能性があるほか、個人情報の漏洩(業務委託先による漏洩を含む。)により顧客に損失が生じた場合には、顧客から苦情や損害賠償請求を受ける可能性がある。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更により、追加的な費用が発生する可能性がある。また、不正漏洩の結果、野村グループに対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、野村グループのブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために追加的な費用が発生する可能性がある。

野村グループの情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループのビジネスは、個人および機密情報を野村グループのシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠している。野村グループは、野村グループのシステム上にある情報にアクセスしこれを入手することを企図した、または野村グループのサービスにシステム障害その他の損害をもたらすことを企図した不正アクセス、コンピューターウイルスもしくは破壊工作ソフトその他のサイバー攻撃の標的になる可能性がある。これらの脅威は、人為的なミスまたは技術的不具合から発生する場合もあるが、従業員などの内部関係者または海外の非国家主体および過激派組織などの第三者の悪意もしくは不

正行為により発生する場合もある。また、野村グループのシステムが相互接続している外部事業者、証券取引所、決済機関またはその他の金融機関のいずれかがサイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、野村グループにもその悪影響が及ぶ可能性がある。当該事象により、野村グループのシステム障害、信用の失墜、顧客の不満、法的責任、法の行政処分または追加費用が生じる可能性があり、上記事象のいずれかまたはその全部の発生により、野村グループの財政状態および事業運営が悪影響を受ける可能性がある。

野村グループは、システムのモニタリングおよびアップデートを行うため多大な経営資源を継続的に投入し、かつシステム保護のため情報セキュリティ対策を講じているが、実施しているそれらの管理手段や手続きが、将来のセキュリティ侵害から野村グループを十分に保護できる保証はない。サイバー上の脅威は日々進化しているため、将来的には、現在の管理手段や手続きが不十分となる可能性があり、また、システム修正または強化のため、更なる経営資源を投入しなければなくなる可能性がある。例えば、海外子会社において、当該子会社のシステムに不正なアクセスがあったことが判明した。それを受けて、野村グループは、直ちに内部調査を開始し、是正措置を講じるとともに、当該事案の発生を関係当局に対して通知している。顧客情報への影響等について、現時点では調査中であり、当該事案の潜在的な影響度合いは判明していない。当該事案の結果、レピュテーションが害されること、ならびに法的責任および行政処分の対象となることによる経済的損失や、当該事案に対する是正措置のみならず、他の野村グループ会社のサイバーセキュリティ強化について更なる経営資源の投入が必要となることによる経済的損失を被る可能性があり、これらは野村グループの財務状態や業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

自然災害、テロ、武力紛争、感染症等により野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しているが、想定を上回る規模の災害、武力紛争またはテロ行為等により、野村グループの施設やシステムが被災し、業務の継続が困難になる可能性がある。また、感染症等により役職員による業務遂行に支障が生じる可能性がある。

野村ホールディングスは持株会社であり、野村ホールディングスの子会社からの支払に依存している

野村ホールディングスは、配当金の支払や負債の支払の資金について、野村ホールディングスの子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存している。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性がある。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けている。例えば、野村ホールディングスのブローカー・ディーラー子会社である野村証券、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッドは、自己資本規制の適用を受けており、野村ホールディングスへの資金移動が制限される可能性がある。これらの法規制は野村ホールディングスの債務履行に必要な資金調達の方法を制限する可能性がある。

投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある

野村グループは多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有している。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券・負債証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが野村グループの損益に大きな影響を与える。市場の環境によっては、野村グループはこれらの投資持分証券・負債証券を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性がある。

連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある

野村グループは上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されている。米国会計原則では、野村グループが保有する関連会社の株式の公正価値（市場価格）が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村グループが判断したときには、野村グループは対応する会計年度に減損を認識しなければならない。このことは、野村グループの経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性がある。

野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある

野村グループは、リスク許容度の異なる顧客のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供している。

マネー・マネジメント・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられている。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、急激な金利上昇にともなうポートフォリオに組み込まれた債券価格の下落による損失の発生、ファンドのポートフォリオに組み込まれた債券のデフォルト、マイナス金利の適用によるファンドへの手数料チャージにより、元本割れを起こす場合がある。野村グループは、運用による安定的な利回りが見込めないと判断した場合、これらのキャッシュ・リザーブ・ファンドなどを繰上償還、もしくは入金制限する可能性がある。例えば、野村ホールディングスの子会社である野村アセットマネジメント株式会社は、2016年8月末にMMFの運用を終了、同年9月に資金償還した。

さらに、野村グループが提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合がある。

野村グループが提供したこれら商品に損失、繰上償還あるいは入金制限が生じた場合、野村グループは顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村グループが保管する顧客からの預かり資産の流出もしくは預かり資産増加の妨げとなる可能性がある。

2 有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

2019年4月25日に発表された本外国指標連動証券の保証会社である野村ホールディングス株式会社の2019年3月期決算短信に含まれる主要な財務数値は以下のとおりである。

連結財務諸表

本財務情報は、原則として、野村ホールディングス株式会社の2018年3月期の有価証券報告書（2018年6月25日提出）および様式20-F（2018年6月25日に米国証券取引委員会に提出された年次報告書）の注記で開示した会計方針に従って作成されている。

(1) 連結貸借対照表

(単位: 百万円)			
	前 期 (2018. 3. 31)	当 期 (2019. 3. 31)	前期比増減
資 産			
現金・預金:			
現金および現金同等物	2,354,639	2,686,659	332,020
定期預金	315,445	289,753	△25,692
取引所預託金およびその他の顧客分別金	288,962	285,457	△3,505
計	2,959,046	3,261,869	302,823
貸付金および受取債権:			
貸付金	2,462,503	2,544,218	81,715
顧客に対する受取債権	442,343	449,706	7,363
顧客以外に対する受取債権	973,867	892,283	△81,584
貸倒引当金	△3,514	△4,169	△655
計	3,875,199	3,882,038	6,839
担保付契約:			
売戻条件付買入有価証券	9,853,898	13,194,543	3,340,645
借入有価証券担保金	6,383,845	4,112,416	△2,271,429
計	16,237,743	17,306,959	1,069,216
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資:			
トレーディング資産※	14,962,690	14,355,712	△606,978
プライベート・エクイティ投資※	17,466	30,077	12,611
計	14,980,156	14,385,789	△594,367
その他の資産:			
建物、土地、器具備品および設備			
(2018年3月31日現在 397,834百万円、			
2019年3月31日現在 416,052百万円の減価償却累計額控除後)			
トレーディング目的以外の負債証券※	338,984	349,365	10,381
投資持分証券※	485,891	460,661	△25,230
投資持分証券※	150,760	138,447	△12,313
関連会社に対する投資および貸付金※	408,034	436,220	28,186
その他	908,134	748,091	△160,043
計	2,291,803	2,132,784	△159,019
資産合計	40,343,947	40,969,439	625,492

※担保差入有価証券を含む

(単位: 百万円)			
	前 期 (2018. 3. 31)	当 期 (2019. 3. 31)	前期比増減
負債および資本			
短期借入	743, 497	841, 758	98, 261
支払債務および受入預金:			
顧客に対する支払債務	1, 176, 773	1, 229, 083	52, 310
顧客以外に対する支払債務	1, 239, 540	1, 146, 336	△93, 204
受入銀行預金	1, 151, 342	1, 392, 619	241, 277
計	3, 567, 655	3, 768, 038	200, 383
担保付調達:			
買戻条件付売却有価証券	14, 759, 010	15, 036, 503	277, 493
貸付有価証券担保金	1, 524, 363	1, 229, 595	△294, 768
その他の担保付借入	413, 621	418, 305	4, 684
計	16, 696, 994	16, 684, 403	△12, 591
トレーディング負債	8, 202, 936	8, 219, 811	16, 875
その他の負債	950, 534	858, 867	△91, 667
長期借入	7, 382, 507	7, 915, 769	533, 262
負債合計	37, 544, 123	38, 288, 646	744, 523
資本			
当社株主資本:			
資本金			
授権株式数	— 6, 000, 000, 000株		
発行済株式数	— 2018年3月31日現在	3, 643, 562, 601株	
	2019年3月31日現在	3, 493, 562, 601株	
発行済株式数			
(自己株式控除後)	— 2018年3月31日現在	3, 392, 937, 486株	
	2019年3月31日現在	3, 310, 800, 799株	
	594, 493	594, 493	—
資本剰余金	675, 280	687, 761	12, 481
利益剰余金	1, 696, 890	1, 486, 825	△210, 065
累積的其他の包括利益	△59, 356	△29, 050	30, 306
計	2, 907, 307	2, 740, 029	△167, 278
自己株式 (取得価額)			
自己株式数	— 2018年3月31日現在	250, 625, 115株	
	2019年3月31日現在	182, 761, 802株	
	△157, 987	△108, 968	49, 019
当社株主資本合計	2, 749, 320	2, 631, 061	△118, 259
非支配持分	50, 504	49, 732	△772
資本合計	2, 799, 824	2, 680, 793	△119, 031
負債および資本合計	40, 343, 947	40, 969, 439	625, 492

(2) 連結損益計算書

	(単位：百万円)		(%)
	前 期 (2017. 4. 1 ~ 2018. 3. 31)	当 期 (2018. 4. 1 ~ 2019. 3. 31)	対前期 比較増減率
収益：			
委託・投信募集手数料	373,313	293,069	△21.5
投資銀行業務手数料	101,663	101,521	△0.1
アセットマネジメント業務手数料	245,616	245,519	0.0
トレーディング損益	442,885	342,964	△22.6
プライベート・エクイティ投資関連損益	△869	1,007	—
金融収益	585,675	776,964	32.7
投資持分証券関連損益	2,683	△6,983	—
その他	221,192	81,057	△63.4
収益合計	1,972,158	1,835,118	△6.9
金融費用	475,189	718,348	51.2
収益合計 (金融費用控除後)	1,496,969	1,116,770	△25.4
金融費用以外の費用：			
人件費	530,641	497,065	△6.3
支払手数料	99,868	82,637	△17.3
情報・通信関連費用	184,781	166,865	△9.7
不動産関係費	67,895	64,940	△4.4
事業促進費用	36,762	36,915	0.4
その他	248,864	306,049	23.0
金融費用以外の費用計	1,168,811	1,154,471	△1.2
税引前当期純利益 (損失)	328,158	△37,701	—
法人所得税等	103,866	57,010	△45.1
当期純利益 (損失)	224,292	△94,711	—
差引：非支配持分に帰属する当期純利益	4,949	5,731	15.8
当社株主に帰属する当期純利益 (損失)	219,343	△100,442	—
普通株式 1 株当たり：			
	(単位：円)		(%)
基本—			
当社株主に帰属する当期純利益 (損失)	63.13	△29.90	—
希薄化後—			
当社株主に帰属する当期純利益 (損失)	61.88	△29.92	—

(3) 連結包括利益計算書

	(単位：百万円)		(%)
	前 期 (2017. 4. 1 ~ 2018. 3. 31)	当 期 (2018. 4. 1 ~ 2019. 3. 31)	対前期 比較増減率
当期純利益 (損失)	224, 292	△94, 711	—
その他の包括利益：			
為替換算調整額：			
為替換算調整額	△77, 067	36, 031	—
繰延税額	14, 263	△1, 852	—
計	△62, 804	34, 179	—
確定給付年金制度：			
年金債務調整額	△10, 124	△23, 431	—
繰延税額	3, 307	161	△95. 1
計	△6, 817	△23, 270	—
トレーディング目的以外の有価証券：			
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	△38, 717	—	—
繰延税額	12, 216	—	△100. 0
計	△26, 501	—	—
自己クレジット調整額：			
自己クレジット調整額	△2, 867	25, 135	—
繰延税額	383	△4, 988	—
計	△2, 484	20, 147	—
その他の包括利益合計	△98, 606	31, 056	—
包括利益	125, 686	△63, 655	—
差引：非支配持分に帰属する包括利益	△649	6, 481	—
当社株主に帰属する包括利益	126, 335	△70, 136	—

(4) 連結資本勘定変動表

	(単位：百万円)	
	前 期 (2017. 4. 1～2018. 3. 31)	当 期 (2018. 4. 1～2019. 3. 31)
資本金		
期首残高	594,493	594,493
期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
期首残高	681,329	675,280
株式に基づく報酬取引	△5,465	12,481
子会社に対する持分変動	△584	—
期末残高	675,280	687,761
利益剰余金		
期首残高	1,663,234	1,696,890
会計原則の変更による累積的影響額(1)	—	1,564
当社株主に帰属する当期純利益 (損失)	219,343	△100,442
現金配当金	△68,703	△20,080
自己株式売却損益	△5,043	△1,191
自己株式の消却	△111,941	△89,916
期末残高	1,696,890	1,486,825
累積的其他の包括利益		
為替換算調整額		
期首残高	47,767	△15,596
当期純変動額	△63,363	33,429
期末残高	△15,596	17,833
確定給付年金制度		
期首残高	△41,020	△47,837
年金債務調整額	△6,817	△23,270
期末残高	△47,837	△71,107
トレーディング目的以外の有価証券		
期首残高	20,344	—
トレーディング目的以外の有価証券の未実現損益	△20,344	—
期末残高	—	—
自己クレジット調整額		
期首残高	6,561	4,077
自己クレジット調整額	△2,484	20,147
期末残高	4,077	24,224
期末残高	△59,356	△29,050
自己株式		
期首残高	△182,792	△157,987
取得	△109,096	△51,714
売却	0	0
従業員に対する発行株式	21,398	10,817
消却	111,941	89,916
その他の増減 (純額)	562	—
期末残高	△157,987	△108,968
当社株主資本合計		
期末残高	2,749,320	2,631,061
非支配持分		
期首残高	53,875	50,504
当期純変動額	△3,371	△772
期末残高	50,504	49,732
資本合計		
期末残高	2,799,824	2,680,793

(1) 当期の会計原則の変更については、下記「(6) 会計方針の変更」を参照のこと。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

	(単位：百万円)	
	前 期 (2017. 4. 1～2018. 3. 31)	当 期 (2018. 4. 1～2019. 3. 31)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益 (△損失)	224, 292	△94, 711
当期純利益 (△損失) の営業活動に使用された現金 (純額) への調整		
減価償却費および償却費	71, 579	57, 924
のれんの減損損失	—	81, 372
投資持分証券関連損益	△2, 683	6, 983
営業活動にかかる資産および負債の増減：		
定期預金	△100, 642	21, 832
取引所預託金およびその他の顧客分別金 (2)	△72, 069	13, 752
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資 (1)	△239, 331	925, 384
トレーディング負債 (1)	227, 302	△143, 141
売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券 (純額)	△453, 239	△3, 274, 866
借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金 (純額)	763, 297	1, 987, 331
その他の担保付借入	79, 121	1, 198
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後) (1)	△1, 006, 580	157, 599
支払債務 (1)	209, 460	△63, 683
賞与引当金	△2, 957	△46, 602
その他 (純額)	△143, 240	8, 463
営業活動に使用された現金 (純額) (2)	△445, 690	△361, 165
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
建物、土地、器具備品および設備の購入	△285, 161	△319, 090
建物、土地、器具備品および設備の売却	224, 220	262, 908
投資持分証券の購入	△61	—
投資持分証券の売却	932	519
銀行業務貸付金の増加 (純額)	△105, 387	△74, 048
トレーディング目的以外の負債証券の減少 (純額)	80, 634	29, 452
その他投資およびその他資産の減少 (△増加) (純額)	28, 651	△12, 244
投資活動に使用された現金 (純額)	△56, 172	△112, 503
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
長期借入の増加	2, 314, 609	2, 142, 212
長期借入の減少	△1, 964, 657	△1, 625, 516
短期借入の増加 (純額)	215, 001	85, 900
受入銀行預金の増加 (△減少) (純額)	△13, 254	257, 471
自己株式の売却に伴う収入	764	313
自己株式の取得に伴う支払	△109, 096	△51, 714
配当金の支払	△70, 199	△47, 475
財務活動から得た現金 (純額)	373, 168	761, 191
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物 に対する為替相場変動の影響額 (2)	△53, 504	44, 741
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物 の増加 (△減少) 額 (2)	△182, 198	332, 264
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物 の期首残高 (2)	2, 537, 066	2, 354, 868
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物 の期末残高 (2)	2, 354, 868	2, 687, 132

(1) 2018年4月1日より適用した会計方針の変更にともない、過年度の数値を組み替えて表示している。詳細は下記「(6) 会計方針の変更」を参照のこと。

(2) 2018年4月1日より適用した会計基準アップデート第2016-18号「制限付き現金」にともない、過年度の数値を組み替えて表示している。

(6) 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準の適用)

2018年4月1日より、野村ホールディングス株式会社は、会計基準アップデート第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を適用した。この結果、収益を従来の収益認識基準から、新しい規範的なモデルに置き換えて認識および測定している。修正遡及法による適用により、期首の利益剰余金が調整されている。

(デリバティブ取引の相殺方法の変更)

野村ホールディングス株式会社は、顧客の市場デリバティブ取引の執行および清算サービスにおいて、顧客から受け入れた証拠金を中央清算機関に差し入れている。顧客から受け取り、中央清算機関に差し入れられた証拠金は、従来、連結貸借対照表に計上されていたが、取引の性質を再検討し会計処理について見直しを行った結果、一定の条件を満たした顧客の証拠金は、当第1四半期連結会計期間よりオフ・バランス・シート取引として会計処理されている。これにより、過年度において顧客以外に対する受取債権が2,370億円、顧客以外に対する支払債務が2,370億円それぞれ減少している。

日本の一部のデリバティブ取引に対する日々の変動証拠金は、従来、連結貸借対照表に計上されていたが、中央清算機関の制度変更を契機として、会計処理について見直しを行った結果、当第1四半期連結会計期間よりオフ・バランス・シート取引として会計処理されている。これにより、過年度においてトレーディング資産が49億円、顧客以外に対する受取債権が55億円、トレーディング負債が104億円それぞれ減少している。

(制限付き現金に関する会計基準の適用)

2018年4月1日より、野村ホールディングス株式会社は、会計基準アップデート第2016-18号「制限付き現金」を適用した。この結果、キャッシュ・フロー計算書上、制限付き現金および現金同等物は、現金および現金同等物と同様に表示されている。当該変更にともない、連結キャッシュ・フロー計算書の過年度の数値を組み替えて表示している。

<訂正後>

1 事業等のリスク

発行会社が2018年8月14日に関東財務局長に提出した有価証券報告書および2018年12月21日に関東財務局長に提出した半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正届出書提出日(2019年6月26日)までの間における、変更および追加事項は以下のとおりである。

また、当該有価証券報告書等中には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正届出書提出日(2019年6月26日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

以下に述べるリスクが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性がある。これらは、本書提出日現在で当社が判断したものであるが、現時点では確認できていない追加的リスクや現在は重要ではないと考えるリスクも当社に悪影響を与える可能性がある。

<当社固有のリスク>

(1) オペレーショナル・リスク

当社では、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義には、戦略リスク(経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク)は含まれないが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村グループ各社の評判の悪化に係るリスクを含んでいる。

なお、当社は、野村グループのオペレーショナル・リスク管理の枠組に全面的に統合されている。

(2) 市場リスク

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格）の変動により、保有する金融資産および金融負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクである。

ただし、当社は貸付金およびミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ取引を行っており、市場リスクは最小限に抑えられている。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産に係る損失を含む。当該リスクはまた、カウンターパーティーの信用評価調整により損失を被るリスクを含む。

当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられている。

(4) 資金流動性リスク

市況の低迷等に伴う業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである。当社は、野村グループの資金調達会社としての主要な役割を果たすことから、当社の活動は野村グループの流動性リスク管理のフレームワークの中に統合されている。

(5) その他

収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスクであるビジネス・リスク、当局による規制の導入・改正・撤廃により新たな義務が課せられるまたは費用が発生する等のリーガル・リスクがある。

<野村グループのリスク>

当社の金融商品の取引相手先は野村グループのみであるため、野村グループの経営成績および財政状態の悪化は、当社のビジネスや経営に悪影響を与える可能性がある。当社が本書提出日現在において、野村グループのリスクとして認識している事項は以下のとおりである。

野村グループのビジネスは日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により重大な影響を受ける可能性がある

野村グループのビジネスや収益は、日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向により影響を受ける可能性がある。また、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性がある。仮に、このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村グループのビジネスに影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性がある。さらに、日本が直面する人口高齢化や人口減少の長期的傾向等の人口統計の不利な傾向は、野村グループの事業分野、特にリテールビジネスの分野において、需要を継続的に圧迫する可能性がある。また、金融市場や経済の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティの変化など、環境の変化が野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。

なお、野村グループのビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれる。

野村グループがビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある

野村グループは、国内外の拠点網を通じて、グローバルにビジネスを展開している。したがって、野村グループがビジネスを行う国・地域において、政府・金融当局が財政および金融その他の政策を変更した場合、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。また、日本を含む多くの主要各国の中央銀行による金融政策が変更され、それにとまなう金利や利回りの変動等

が進んだ場合、顧客向け運用商品の提供やトレーディング活動または投資活動等に影響を及ぼす可能性がある。例えば、日本の低金利環境が継続することによるフィクスト・インカム収入の低下などが挙げられる。

英国による欧州連合の離脱は野村グループのビジネスに各種の影響を与える可能性がある

2016年6月23日実施の国民投票の結果、英国は、近い将来、欧州連合（以下「EU」という。）を離脱（以下「Brexit」という。）する予定である。欧州連合条約第50条第3項の定めによる英国およびEU間の現在の合意により、遅くとも当初離脱期日の延長後の2019年10月末までにBrexitが行われることが予定されているものの、最終的なタイミングは不明瞭であり、Brexitそのものが行われない可能性もある。さらにBrexitが行われる場合においても、最終的にどのような形態や内容となるのかについては依然として決定しておらず、多くの不確実性が残っている。

野村グループは、ロンドンを地域本部として、欧州において大規模なビジネスを展開しているため、Brexitは野村グループのビジネスに対し各種の影響を与える可能性がある。現在、野村グループの規制ビジネス活動は、クロスボーダー・サービスの提供を通じ、EU単一市場法制に基づく欧州経済領域（以下「EEA」という。）へのアクセス（以下「パスポート権利」という。）を有するロンドンに設立の証券会社であるノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー（以下「NIP」という。）を中心に行われている。もし、英国およびEU間において、パスポート権利を含む金融サービスにかかるアクセスの継続に関し、なんらの合意なくBrexitが行われる場合、NIPはEEAへのアクセスを失い、結果として、野村グループの欧州地域のビジネスにおける収入および収益性が影響を受ける可能性がある。当該状況は、その他の欧州地域のグループ各社にも同様に適用されるものである。

そのようなビジネスへの潜在的な影響に対処するため、野村グループは許認可証券会社であるノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハー（以下「NFPE」という。）をドイツ連邦共和国に新設しており、ドイツ拠点として、NFPEはBrexitが仮に起こった場合にもパスポート権利を有すことになっている。しかしながら、NFPEの設立如何にかかわらず、以下に記載しており、欧州地域には野村グループのビジネスに影響を及ぼし得る不確実性が多く残っている。

例えば、Brexitにかかる英国およびEU間の最終合意の形態や内容により、野村グループの欧州地域のビジネスは影響を受ける可能性がある。さらに、なんらの合意も成されない場合、Brexitが無秩序に行われることとなり、英国および広く欧州地域の金融安定に影響を与える可能性がある。無秩序なBrexitによる市場の混乱および増加したボラティリティは、とりわけ短期的に野村グループの財政状態の管理に対し、潜在的に厳しい流動性および業務遂行上の圧力を伴い、野村グループのビジネスに影響を与える可能性がある。また、将来協定の発効まで現状の英国およびEU間の制度を維持するため、長期にわたる移行期間導入の合意が成される場合でも、Brexitへの対処につき、市場参加者の行動に影響を与える可能性がある。例えば、このような状況を受けて市場参加者が取引・活動を延期またはキャンセルする可能性があり、その場合、結果として野村グループの収入および収益性も影響を受ける可能性がある。

英国およびEU間の将来協定の内容により、広く金融システムおよび欧州地域の規制・監督制度が大幅に変更される可能性があり、結果として野村グループのビジネスも影響を受ける可能性がある。Brexit後の新しい制度は、現在、ロンドンにおいて中心的に取引されているユーロ通貨建て金融取引につき、金融市場インフラストラクチャーのロケーションや流動性供給、プライシングの各側面において影響を与える可能性がある。また、新しい規制・監督制度の内容次第では、金融機関および金融市場インフラストラクチャーにかかる事業活動要件が、すべての市場参加者にとってより厳しいものとなる可能性がある。

このような、より広範な金融システムにおける関連規制・監督制度にかかる変更は、金融市場の分断化を加速させ、結果として、事業コストの増加を招き、野村グループの収益性も影響を受ける可能性がある。そのような事業コストの増加は、規制資本、流動性、ガバナンス、リスク管理およびエンティティ設計のような規制要件の導入または改正を含む多くの要件に起因し発生する可能性がある。

全体的に、Brexitは主に英国およびEUに対し、政治・経済の両面において長期化する多くの不確実性をもたらす。また、地域外の市場に対しても一定程度の影響を及ぼす。これらの不確実性は、場合により貿易摩擦等の他の環境変化とも合わせて、世界経済成長およびグローバルな金融安定にさらなる下降圧力を加える可能性があり、結果として、金融市場における流動性の低下、さまざまな資産クラスにおける予期せぬボラティリティの高まり、資金調達コストの上昇、投資活動のリスク回避傾向の助長およびマイナスの企業マインドをもたらすことが予測されるが、これらすべてが野村グループのビジネスに影響を与える可能性がある。

野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村グループが顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性がある。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村グループは顧客のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいている。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村グループがアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性がある。また、顧客の資産運用の趣向が変化し、預金などの安定運用や、相対的に低手数料率であるパッシブファンドなどへシフトすることで、これらの収入は減少する可能性がある。

野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢の変動によって、野村グループの行う引受業務や財務アドバイザリー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性がある。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村グループの投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性がある。

野村グループの電子取引業務からの収入が減少する可能性がある

電子取引システムは、野村グループのビジネスにとって、少ないリソースで効率的に迅速な取引を執行するために必要不可欠なシステムである。これらのシステムを利用することにより、取引所またはその他の電子取引市場を介して効率的な執行プラットフォームおよびオンライン・コンテンツやツールを顧客に提供することが可能となる。取引手数料やスプレッド等を含むこれらの電子取引業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、金融市場や経済情勢が変動した結果、顧客の取引頻度の低下または取引額の低下が生じた場合にはこれらの収入が減少する可能性がある。また、さまざまなキャピタルマーケット商品における電子取引の利用が増加しており、野村グループの電子取引業務の競争が激化することで、取引手数料やスプレッドに対する低下圧力が高まっている。電子取引により取引量は今後増加する可能性があるが、取引手数料の低下を補填するほど十分でない場合は、野村グループの収入が減少する可能性がある。野村グループは今後も効率的な取引プラットフォームの提供に関する技術開発投資を続けていく予定であるが、電子取引の手数料の値下げ圧力が高まった場合には、当該投資から生み出される収益を最大限に確保できない可能性がある。

トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある

野村グループは自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等で大きなトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有している。野村グループのポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には株式、金利、通貨、クレジットなどのデリバティブ取引、さらに貸付債権、リバース・レポおよび不動産も含まれる。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産の価値に影響を与える場合がある。野村グループが資産を保有している場合(すなわちロング・ポジション)、これらの資産の価格が下落すると、野村グループが損失を被る可能性がある。また、野村グループが資産を保有せずに売却した場合(すなわちショート・ポジション)、それらの資産の価格が上昇すると、潜在的には重大な損失に晒される可能性がある。そのため、野村グループはさまざまなヘッ

ジ手法を用いてポジションリスクの軽減に努めているが、それでも資産の価格変動により、また、金融市場や経済情勢が急激に変化するような場合には、金融システム全体に過度のストレスがかかり、市場が野村グループの予測していない動きをすることにより、野村グループは損失を被る可能性がある。

野村グループのビジネスは市場のボラティリティ水準の変化の影響を既に受けているか、または、将来、受ける可能性がある。野村グループのトレーディングビジネスの一部であるトレーディングや裁定取引の機会は市場のボラティリティの変化により作り出される。したがって、ボラティリティが低下した場合、取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性がある。一方、ボラティリティが上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあるが、これによりバリュー・アット・リスク (以下「VaR」という。) で計測されるリスク量が上昇し、野村グループはマーケットメイキングや自己勘定投資にともなう高いリスクに晒され、またはVaRの増加を避けるためにこれらのビジネスのポジションまたは取引量を減らすことがある。

さらに野村グループは、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務にともない比較的大きなポジションを保有することがある。また、野村グループが投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーに出資を行うことがある。野村グループは市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性がある。

加えて、野村グループが担保を提供する取引においては、担保資産の価値の大幅な下落や、野村グループの格付の低下をはじめとした信用力の低下が発生した場合は、追加担保を必要とするなど取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性がある。一方、担保の提供を受ける取引においては、資産価値の下落が顧客取引の減少につながり、それにとまなう収益性の低下を招く可能性がある。2019年3月31日現在、1ノッチないし2ノッチの格下げがあり、それ以外の変化はなかったと想定した場合、野村ホールディングスが、デリバティブ契約に関連して、追加担保提供を求められる見積もり合計額は、それぞれ約62億円と約514億円である。

IBORsから他の金利指標への移行により、野村グループのビジネスに不利に影響する可能性がある

野村グループは、ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) などの銀行間取引金利 (IBORs) を変動金利として参照する金利スワップやその他のデリバティブ取引や、債券等の引受・販売を行っている。LIBORを不正に操作する事件が2012年に発生したことを受け、2017年7月27日、LIBORを規制する英国金融行為規制機構 (以下「FCA」という。) の長官は、2022年以降、FCAは銀行に対して、LIBOR算定のための金利を提出する依頼や強制を行わないと発言し、LIBORの2022年以降の存続が現時点では保証されないことを示唆した。その後、金融安定化理事会 (以下「FSB」という。) は、IBORsを参照するものを含むインターバンク市場の短期の資金調達の構造的な減少が観測されたとしている。規制当局や金融業界は、この問題に対応し、IBORsに代わる金利指標の開発や、2021年末までに既存の契約や金融商品を、代替となる金利指標に、どのように移行するかが議論されている。いくつかのIBORsは2021年末までに置き換えられることが予想されている。移行にともなう適用される金利指標の計算方法の変更や、締結される契約や適用される会計処理の変更等により、システムの改修やオペレーションの変更、顧客への情報開示等への対応にかかる追加的な費用やリスクの発生、IBORを変動金利として参照するデリバティブや債券等の価格や価格変動性、市場流動性に影響を与える可能性があり、その結果、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に重大な影響を与える可能性または取引の相手方や取引関係者との紛争や訴訟等が発生する可能性がある。

野村グループは、IBORsを利用した取引を円滑に移行するため、全社でのIBOR移行プログラムを開始した。しかしながら、規制上、また金融業界としての対応には不確実性があるため、野村グループのビジネスに起こりうる混乱を回避できない可能性がある。

証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループは大きな損失を被る可能性がある

マーケット・メイク、ブロックトレード、引受業務、証券化商品の組成、第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り業務、または、顧客ニーズに対応した各種ソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、大きな損失を被る可能性がある。野村グループは多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがある。野村グループは、一般に、商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる発行者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向がある。また、顧客や取引先とのビジネスにより、特定の国や地域の発行者が発行する証券を保有する場合がある。加えて、住宅および商業用不動産ローン担保証券などの資産担保証券についても、市場価格が変動すると、野村グループは損失を被る可能性がある。

市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある

市場低迷が長期化すると、野村グループの業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下する。また、規制強化を背景とする金融機関の市場関連業務の縮小も市場の流動性に影響を与える。この結果、市場において、野村グループは、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性がある。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性がある。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予期しない損失を生じることがある。

ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある

野村グループはさまざまな方法や戦略を用い、多様な種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしている。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村グループは損失を被る可能性がある。野村グループのヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いている。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っている。しかし野村グループは、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性がある。

野村グループのリスク管理方針や手続きが市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村グループの方針や手続きが十分な効果を発揮しない場合がある。例えば、野村グループのリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されているが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限らない。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性がある。また、野村グループが使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村グループが入手可能な情報の評価をよりどころとしている。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていない場合には、野村グループは、リスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性がある。加えて、市場の変動などにより野村グループの評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性がある。

市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある

前述の野村グループのビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性がある。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがある。

また、野村グループが市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村グループの流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、野村グループの信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性がある。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村グループの顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、これらの顧客や取引相手に対する信用リスクが増加する可能性がある。

連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある

野村グループは、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村グループが適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みである。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村グループの連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしている。また、その他にも有形・無形資産を所有している。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引にともなう損益が認識される可能性がある。その場合、野村グループの経営成績および財政状態に影響を与える可能性がある。例えば、野村グループは、2019年3月期において、ホールセール部門での過去の海外での買収に関連して、81,372百万円ののれんの減損を認識している。

資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある

資金流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村グループのビジネスにとって極めて重要である。野村グループでは、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義している。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村グループは、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な資金流動性の確保に努めている。しかし、野村グループは一定の環境の下で資金流動性の低下に晒されるリスクを負っている。

その内容は以下のとおりである。

野村グループが無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合がある

野村グループは、借り換えも含めた日常の資金調達において、短期金融市場や債券発行市場での債券発行、銀行からの借入といった無担保資金調達を継続的に行っている。また、トレーディング業務のための資金調達活動として、レポ取引や有価証券貸借取引といった有担保資金調達を行っている。これらの資金調達ができない場合、あるいは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合、野村グループの資金流動性は大きく損なわれる可能性がある。例えば、野村グループの短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合である。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷にともなう野村グループの営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分
- ・信用格付けの低下

上記に加え、資金の出し手側の貸付余力の低下、金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通し、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方など、野村グループに固有でない要因によって、野村グループの資金調達が困難になることもある。

野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある

野村グループが資金を調達できない、もしくは資金流動性残高が大幅に減少するなどの場合、野村グループは期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければならない。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性がある。このような場合、野村グループは資産を売却することができなくなる可能性や資産を低い価格で売却しなければならない可能性があり、結果的に野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える場合がある。また、他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村グループの資産売却に影響を及ぼすことがある。

信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある

野村グループの資金調達は、信用格付に大きく左右される。格付機関は野村グループの格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがある。将来格下げがあった場合、野村グループの資金調達コストが上昇する可能性や、資金調達自体が制約される可能性がある。その結果、野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性がある。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村グループに固有でない要因によっても、野村グループの資金調達が困難になることもある。

市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある

イベント・リスクとは、事前に予測不能な出来事（例えば、自然災害、人災、流行病、テロ行為、武力紛争、政情不安、その他野村グループのビジネスや取引相手等に影響を与える出来事）によりマーケットに急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいう。これらには、2011年3月の東日本大震災、2017年の北朝鮮による核実験実施等にもなう朝鮮半島情勢の緊張の高まり、2018年から2019年にかけての米中通商摩擦のような突然かつ想定外の貿易環境や安全保障政策の急変などの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれる。

- ・ 主要格付機関による、野村グループのトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・ 野村グループのトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、金融規制、法律その他関連規則の突然の変更
- ・ 野村グループが関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村グループが受取るべき対価を受取れないこと、または野村グループがトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対する行政処分等

野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある

野村グループの取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、デリバティブなどの取引や契約により、野村グループに対して債務を負担することがある。これら取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。

信用リスクは、次のような場合からも生じる。

- ・ 第三者が発行する証券の保有
- ・ 証券、先物、通貨またはデリバティブの取引において、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手である金融機関やヘッジファンドなど野村グループの取引相手に債務不履行が生じた場合や、決済

機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済
ができない場合

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれる。

大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村グループに影響を及ぼす可能性がある

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連している。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村グループが日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性がある。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村グループに影響を及ぼす可能性がある。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性の問題や支払能力の危機に直面した場合、野村グループの資金調達にも影響を及ぼす可能性がある。

野村グループの信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はない

野村グループは信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直している。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合がある。また、野村グループが取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない可能性がある。さらに、野村グループが担保提供を条件として与信をしている場合に、当該担保の市場価格が急激に下落すると、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性がある。

野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクに影響を与える可能性がある。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村グループに対する債務の履行に影響を与える可能性がある。

金融業界は激しい競争に晒されている

野村グループのビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想される。野村グループは、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判（レピュテーション）、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面している。

商業銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社、オンライン証券会社との競争が激化している

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進んだ。2004年12月1日から施行されている証券取引法の改正（2007年9月30日より金融商品取引法に改称）により、銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となった。また、2009年6月1日から施行されている金融商品取引法の改正により、商業銀行と証券会社間のファイアーウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになった。競争力を増した日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村グループのシェアに影響を及ぼしている。上記に加え、近年はオンライン証券会社の台頭により、競争が一層激化している。野村グループはこうした競争環境の変化に対応するべく、既にいくつかの取組みを行っており、ソーシャルネットワーキングやメッセージサービスプロバイダーを手掛ける会社との事業提携もその1つである。しかしながら、激化する競争環境において、このような取組みが野村グループのシェアの維持拡大に効果を発揮できない場合、ビジネス獲得の競争力が低下し、野村グループのビジネスおよび経営成績に影響が及ぶ可能性がある。

金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化している

金融業界において、金融機関同士の統合・再編が進んでいる。特に、大手の商業銀行、その他幅広い業容を持つ大手金融グループは、その傘下における証券業の設置および獲得ならびに他金融機関との連携に取り組んでいる。近年ではこれら大手金融グループが、総合的な金融サービスをワンストップで顧客に提供すべく、グループ内での事業連携を一層強化している。具体的には、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、この結果として金融グループの競争力が野村グループに対し相対的に高まる可能性がある。また、金融グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性がある。また、グループの垣根を越えた商業銀行と証券業との提携や、昨今では新興企業を含む事業会社との提携等、業態・業界を超えた連携へと広がる傾向も見られ、これらの大手金融グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村グループの市場シェアが低下する可能性がある。

野村グループの海外ビジネスは想定以上に厳しい環境に立たされており、今後、ビジネス・モデルの再構築が成功しない可能性がある

海外には多くのビジネスの機会およびそれにとまなう競争が存在する。野村グループは、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において競合金融機関と競争している。このような競争に向けて、野村グループは海外ビジネスの強化のため、2008年にリーマン・ブラザーズの欧州、中東の一部の事業およびアジアの事業を承継し、またそれらの地域および米国において業務の再構築と拡大を行うために多大な経営資源を投資してきた。一方で、欧州金融機関による市場関連業務からの撤退や各国中央銀行による金融緩和政策等を背景に、市場構造が大きく変化しており、市場全体の流動性も低下している。野村グループは、このような厳しい環境に対応するため、経営資源配分の適正化および効率性を追求し、収益性の向上に努めている。しかしながら、ホールセールセグメントの全体のビジネスにおいて厳しい事業環境に直面したことで想定を下回る業績となり、それらを受けて、2019年3月期は、ホールセールセグメントに関連する81,372百万円ののれん減損を計上することとなった。下記に述べるようなビジネス・モデルの再構築を想定どおりに行うことができなかった場合、野村グループの海外ビジネス、財政状態、経営成績に重大な影響を与える可能性がある。

2019年4月4日、野村グループは、オペレーティングモデルのシンプル化、ビジネスポートフォリオの見直し、および顧客ビジネスと成長地域への注力を行うべく、ビジネスプラットフォームの再構築を発表した。しかしながら、この戦略が功を奏しなかった場合、またはこの戦略が功を奏した場合であっても戦略を実行するうえで想定以上の費用がかさんだり、財務、経営その他の資源を想定以上に投じることとなった場合などには、野村グループのビジネスおよび経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。また、この戦略の土台となる想定が正しくなかった場合、得られる利益が想定以上に落ち込むなど、結果として野村グループのビジネスおよび経営成績に影響を与える可能性がある。例えば、正しくビジネスラインの合理化を進められなかった場合、野村グループは潜在的なビジネス機会を失う可能性がある。さらに、戦略の実行にとまなう人員数や報酬の削減により、野村グループのビジネスの成功に必要な従業員の獲得および維持に悪影響が及ぶ可能性がある。また、経営体制の合理化が適切に行われなかった場合、野村グループがグローバルに展開するビジネスを適切に管理監督するための機能に影響を及ぼす可能性がある。

野村グループのビジネスは、さまざまなオペレーショナル・リスクに晒されている

野村グループは、オペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれないが、法令や規制等の違反にかかるリスク、オペレーショナル・リスクの顕在化に起因する野村グループ各社のレピュテーションの悪化にかかるリスクを含む。オペレーショナル・リスクはすべての商品、業務、プロセスおよび

システムに付随するリスクであり、顕在化した場合には直接的財務影響、事業の制約・中断にともなう収益機会の喪失などの間接的財務影響、行政当局による処分、顧客の喪失、レピュテーションの悪化、役職員の安全および健康への被害などをもたらす可能性がある。

野村グループは、このように対象範囲の広いオペレーショナル・リスクを網羅的に把握、管理していくための体制を整えているが、例えば次のような事象等については、オペレーショナル・リスクの顕在化を回避できない可能性がある。

内部不正	自らの行為が法令諸規則や社内ルールに対する違反であることを知りながらそれを行うこと、または法令諸規則や社内ルール上義務づけられていることを知りながらそれを行わないこと
不適切な商品や取引の勧誘	顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に照らして不適切な商品や取引の勧誘
法令諸規則等の違反	社内ルールならびに金融サービス関連およびその他野村ホールディングスに適用される法令諸規則等への違反
情報の不適切な管理	顧客情報を含む野村ホールディングスの情報資産の毀損や漏洩に繋がり得る行為、または情報資産の毀損や漏洩を防ぐための体制が不十分であること
サイバー攻撃	情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行等
野村ホールディングスのシステムにおける重大な障害	野村ホールディングスが管理するシステムの停止や誤作動等のうち重大なもの
災害等に対する不十分な業務継続体制	大規模な自然災害、テロ・感染症等に対して、事前の準備が十分に行われていないことにより、当該事象発生時に業務が想定通りに継続できないこと
外部委託先の不十分な管理	社外に委託される業務について委託した部署による継続的なモニタリングが十分に行われていないこと、あるいは管理部門による監督が適切に行われていないこと

役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、役職員または第三者による不正行為というリスクに晒されている。野村グループの役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による野村ホールディングスやその顧客の非公開情報の不適切な使用・漏洩その他の犯罪も含まれ、その結果、野村グループが行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村グループのレピュテーションや財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

例えば、2019年3月5日、東京証券取引所（以下「東証」という。）が設置した「市場構造の在り方等に関する懇談会」の委員を務める、株式会社野村総合研究所の研究員（以下「NRI研究員」という。）から、野村証券のリサーチ部門に所属するチーフストラテジスト（以下「ストラテジスト」という。）に対し、東証で議論されている市場区分の見直しについて、上位市場の指定基準および退出基準が時価総額250

億円以上とされる可能性が高くなっている旨の情報が伝達され、さらに、当該情報は、同日および翌日に、ストラテジストから、野村證券およびノムラ・インターナショナル（ホンコン）リミテッドの日本株営業担当の社員等に伝達された。また、当該情報を受領した一部の社員は、顧客である一部の機関投資家に対して当該情報を提供した。当該情報提供は、法令違反ではなかったが、野村ホールディングスおよび野村證券やその役職員に対する市場参加者からの信頼を損なう行為で不適切な情報伝達であったといえる。外部有識者による特別調査を経て、2019年5月24日、野村ホールディングスは、上記の不適切な情報伝達が発生したことを踏まえ、再発防止策ならびに野村ホールディングスおよび野村證券の関係役員の役員報酬の一部返上を公表した。さらに、2019年5月28日、野村ホールディングスおよび野村證券は、上記の不適切な情報伝達事案が発生したことにより、金融庁から、責任の所在の明確化、詳細な改善計画策定およびその提出、再発防止策の実施状況の定期的報告ならびにその実効性を定期的に検証して検証結果の報告を求めること等を内容とする業務改善命令を受けた。もっとも、野村ホールディングスおよび野村證券の再発防止策は、将来、第三者の不正行為を含むさまざまな要因により、他の類似事案が発生することを完全に防ぐことはできない可能性がある。また、かかる業務改善命令により野村ホールディングスおよび野村證券の評判の毀損およびビジネスへの影響がどの程度にまで及ぶかは、現時点では不明確である。

野村グループは、不正行為を防止または発見するための対策を講じているが、これらの対策により役職員による不正行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限らない。そのような不正行為の結果として野村グループに対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村グループは一定期間、ビジネスの機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村グループとの取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失する可能性がある。

また、野村グループは、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性がある。野村グループは、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合がある。

これらによる損失が多額になる可能性があり、また野村グループに対する信頼が損なわれるおそれもある。

利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、多様な商品およびサービスを個人、企業、他の金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関である。それにともない、野村グループの日々の業務において利益相反が発生するおそれがある。利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供が野村グループの利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生する。また、適切な非公開情報の遮断措置または共有がされていない場合、特定の顧客との取引とグループ各社の取引または他の顧客との取引が競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより利益相反が発生するおそれがある。野村グループは利益相反を特定し対処するための利益相反管理体制を整備しているが、利益相反を特定、開示し、適切に対処することができなかった場合、またはできていないとみなされた場合には、野村グループのレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失う可能性がある。また、利益相反の発生により行政処分、または訴訟の提起を受ける可能性がある。

野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある

野村グループが重大な法的責任を負うことまたは野村グループに対する行政処分がなされることにより、重大な財務上の影響を受け、または野村グループのレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通し、財務状況や経営成績に悪影響を与える可能性がある。また、野村グループや野村グループが業

務を行う市場に適用される規制に重大な変更がなされた場合、これが野村グループのビジネスに悪影響を与える可能性がある。野村グループに対する主な訴訟その他の法的手続きについては、野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書 (第115期) の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 21 コミットメント、偶発事象および債務保証」を参照のこと。

野村グループはさまざまな法的責任を負う可能性がある

野村グループは、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されている。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村グループとの取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、業務提携先との間の紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれる。

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村グループに対する賠償請求等が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起される可能性がある。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟を提起されることにより野村グループのレピュテーションが悪化する可能性もある。さらに、適法な取引であったとしても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もある。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もある。

野村グループに適用のあるさまざまな規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性がある

金融業界は広範な規制を受けている。野村グループは、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けている。また、野村グループのビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性や、法改正によって、これらの規制が強化される可能性がある。さらに、金融規制の体系の複雑化が進み、ある一国の規制が、当該国以外の活動に域外適用される可能性も増加している。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村グループの顧客および野村グループと取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村グループの活動を制限し、野村グループの収益に影響を与えることがある。この他、従来の金融関連法制に加え、広く国際的な政治経済環境や政府当局の規制・法執行方針等によっても、野村グループのビジネスに適用・影響する法令諸規制の範囲が拡大する可能性がある。とりわけ、金融業界に対する各国の政府機関や自主規制機関による調査手続きや執行については、近年件数が増加し、また、それらによる影響はより重大なものになっており、野村グループもそのような調査手続きや執行の対象となるリスクに晒されている。例えば、米国司法省は、2009年以前に野村ホールディングスの米国子会社の一部が取り扱った住宅ローン担保証券について調査を実施した。2018年10月15日、これらの野村ホールディングスの米国子会社は、調査に関して米国司法省と和解し、480百万ドルを支払うことに同意した。この点、野村グループは、法令諸規制を遵守するための対策を講じてはいるが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性がある。野村グループが行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村グループのレピュテーションが悪化し、ビジネス機会の喪失や人材確保が困難になるといった悪影響を受ける可能性がある。また、それらの処分により、顧客（とりわけ公的機関）が野村グループとの金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村グループがビジネスの機会を喪失する可能性がある。さらに、野村グループが国際的な制裁の対象地域で事業活動を行う場合には、当該事業活動が制裁規制に違反していなくても、一部の市場関係者が野村グループへの投資や野村グループとの取引を控える可能性がある。

金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

野村グループのビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村グループは、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがある。規制の導入・改正・撤廃により、野村グループの全部または一部の事業を継続することの経済合理性がなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性がある。また、これらの制度改正の詳細および野村グループへの影響は、政府・監督機関により策定される最終的な規制による。

加えて、野村グループに適用される会計基準や自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等に関する規制の変更が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある。そうした新たな規制の導入または既存の規制の改正には、パーゼル銀行監督委員会(以下「パーゼル委員会」という。)によるいわゆるパーゼル と呼ばれる規制パッケージが含まれ、2017年12月には、パーゼルの最終規則文書が公表された。また、2012年10月、パーゼル委員会は、国内のシステム上重要な銀行(以下「D-SIBs」という。)に関する評価手法およびより高い損失吸収力の要件に関する一連の原則を策定し、公表した。2015年12月、金融庁は野村ホールディングスをD-SIBsに指定し、2016年3月以降の追加的な資本賦課水準を3年間の経過措置はあるが0.5%とした。さらに、FSBは、2015年11月にグローバルにシステム上重要な銀行(以下「G-SIBs」という。)に対して破綻時の総損失吸収力(以下「TLAC」という。)を一定水準以上保有することを求める最終文書を公表した。これを受けて、金融庁は、2018年4月に、本邦G-SIBsに加え、本邦D-SIBsのうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関についても本邦TLAC規制の適用対象とする方針とし、2019年3月に当該方針に基づきTLAC規制にかかる告示等を公表した。野村グループは、現時点ではG-SIBsに選定されていないが、これにより、2021年3月末より本邦TLAC規制の適用対象に加えられることになった。これらの規制により、野村グループの資金調達コストが上昇する、あるいは野村グループのビジネス、資金調達活動や野村グループの株主の利益に影響を及ぼすような資産売却、資本増強もしくは野村グループのビジネスの制限を行わなければならない可能性がある。

経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある

野村グループは、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上している。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、会計原則の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村グループの連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性がある。その結果、野村グループの経営成績および財政状態に影響が生じる可能性がある。繰延税金資産の内訳については野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書(第115期)の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 16 法人所得税等」を参照のこと。

野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは業務に関連して顧客から取得する個人情報を保管、管理している。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件が多数発生していると報じられている。

野村グループは個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、セキュリティ対策を講じているが、仮に個人情報の重大な不正漏洩が生じた場合には、野村グループのビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、野村グループは、これらの法令諸規則を万が一違反した場合、規制当局から課徴金納付命令を受ける可能性があるほか、個人情報の漏洩(業務委託先による漏洩を含む。)により顧客に損失が生じた場合には、顧客から苦情や損害賠償請求を受ける可能性がある。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更により、追加的な費用が発生する可能性がある。また、不正漏洩の結果、野村グループに対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、野

村グループのブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために追加的な費用が発生する可能性がある。

野村グループの情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループのビジネスは、個人および機密情報を野村グループのシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠している。野村グループは、野村グループのシステム上にある情報にアクセスしこれを入手することを企図した、または野村グループのサービスにシステム障害その他の損害をもたらすことを企図した不正アクセス、コンピューターウイルスもしくは破壊工作ソフトその他のサイバー攻撃の標的になる可能性がある。これらの脅威は、人為的なミスまたは技術的不具合から発生する場合もあるが、従業員などの内部関係者または海外の非国家主体および過激派組織などの第三者の悪意もしくは不正行為により発生する場合もある。また、野村グループのシステムが相互接続している外部事業者、証券取引所、決済機関またはその他の金融機関のいずれかがサイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、野村グループにもその悪影響が及ぶ可能性がある。当該事象により、野村グループのシステム障害、信用の失墜、顧客の不満、法的責任、法の行政処分または追加費用が生じる可能性があり、上記事象のいずれかまたはその全部の発生により、野村グループの財政状態および事業運営が悪影響を受ける可能性がある。

野村グループは、システムのモニタリングおよびアップデートを行うため多大な経営資源を継続的に投入し、かつシステム保護のため情報セキュリティ対策を講じているが、実施しているそれらの管理手段や手続きが、将来のセキュリティ侵害から野村グループを十分に保護できる保証はない。サイバー上の脅威は日々進化しているため、将来的には、現在の管理手段や手続きが不十分となる可能性があり、また、システム修正または強化のため、更なる経営資源を投入しなければならなくなる可能性がある。例えば、2018年6月に、海外子会社において、当該子会社のデスクトップ・ネットワークにマルウェア(不正・有害な動作を行う目的で作成されたソフトウェア)による不正なアクセスがあったことが判明した。それを受けて、野村グループは、直ちに内部調査を開始し、是正措置を講じるとともに、当該事案の発生を関係当局に対して報告し、また、顧客その他の個人に対してその情報が影響を受ける可能性があることを伝えている。顧客情報への影響等について、現時点では調査中であり、当該事案の潜在的な影響度合いは判明していない。当該事案の結果、レピュテーションが害されること、ならびに法的責任および行政処分の対象となることによる経済的損失や、当該事案に対する是正措置のみならず、他の野村グループ会社のサイバーセキュリティ強化について更なる経営資源の投入が必要となることによる経済的損失を被る可能性があり、これらは野村グループの財務状態や業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

自然災害、テロ、武力紛争、感染症等により野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しているが、想定を上回る規模の災害、武力紛争またはテロ行為等により、野村グループの施設やシステムが被災し、業務の継続が困難になる可能性がある。また、感染症等により役職員による業務遂行に支障が生じる可能性がある。

野村ホールディングスは持株会社であり、野村ホールディングスの子会社からの支払に依存している

野村ホールディングスは、配当金の支払や負債の支払の資金について、野村ホールディングスの子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存している。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性がある。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けている。例えば、野村ホールディングスのブローカー・ディーラー子会社である野村証券、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッドは、自己資本規制の適用を受けており、野村

ホールディングスへの資金移動が制限される可能性がある。これらの法規制は野村ホールディングスの債務履行に必要な資金調達の方法を制限する可能性がある。

投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある

野村グループは、プライベートエクイティ投資を含む、多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有している。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券・負債証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが野村グループの損益に大きな影響を与える。市場の環境によっては、野村グループはこれらの投資持分証券・負債証券を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性がある。

連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある

野村グループは上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されている。米国会計原則では、野村グループが保有する関連会社の株式の公正価値(市場価格)が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村グループが判断したときには、野村グループは対応する会計年度に減損を認識しなければならない。このことは、野村グループの経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性がある。

野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある

野村グループは、リスク許容度の異なる顧客のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供している。

マネー・マネジメント・ファンド(MMF)やマネー・リザーブ・ファンド(MRF)といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられている。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、急激な金利上昇にともなうポートフォリオに組み込まれた債券価格の下落による損失の発生、ファンドのポートフォリオに組み込まれた債券のデフォルト、マイナス金利の適用によるファンドへの手数料チャージにより、元本割れを起こす場合がある。野村グループは、運用による安定的な利回りが見込めないと判断した場合、これらのキャッシュ・リザーブ・ファンドなどを繰上償還、もしくは入金制限する可能性がある。例えば、野村ホールディングスの子会社である野村アセットマネジメント株式会社は、2016年8月末にMMFの運用を終了、同年9月に資金償還した。

さらに、野村グループが提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合がある。

野村グループが提供したこれら商品に損失、繰上償還あるいは入金制限が生じた場合、野村グループは顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村グループが保管する顧客からの預かり資産の流出もしくは預かり資産増加の妨げとなる可能性がある。

2 有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

該当事項なし。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

第2【保証会社以外の会社の情報】

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

本外国指標連動証券に係る保証会社である野村ホールディングス株式会社は、継続開示会社である。

(1)【当該会社が提出した書類】

<訂正前>

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第114期)(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

2018年6月25日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度(第115期第3四半期)(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

2019年2月14日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月14日)までに、2018年6月26日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号)

の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月14日)までに、2018年10月30日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2)

の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2019年6月14日)までに、2019年5月16日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号)

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の2018年10月30日付の臨時報告書の訂正報告書)を2018年11月20日に関東財務局長に提出

<訂正後>

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第115期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2019年6月25日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2019年6月26日)までに、2019年6月25日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2)

【訂正報告書】

該当事項なし。

